

1 事業所の概要

事業所名 福井川西包括支援センター
 所在地 福井市仙町 6-4 TEL0776-97-8003
 事業者指定番号 1800100164
 代表者 齊藤 俊信
 サービス提供地域 大安寺 宮ノ下 本郷 鶉 棗 鷹巣 国見

2 事業所の職員体制等

管理者 1名
 看護師 1名以上
 社会福祉士 1名以上
 主任ケアマネジャー 1名以上
 ケアマネジャー 1名以上

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
提供時間	8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 17:30	休業

(注) 年末年始 (12/30~1/3) は「休祭日」の扱いとなります。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。
- (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント算定単位は以下をご参照ください。尚、今後介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準の改正により変更となる事があります。改正された場合には、書面にて提示する事とします。

サービス内容	単位数	費用 (7 級地／福井市)
介護予防支援	442 単位／月	×10.21
介護予防ケアマネジメントⅠ	442 単位／月	×10.21
介護予防ケアマネジメントⅡ	375 単位／月	×10.21
介護予防ケアマネジメントⅢ	292 単位／月	×10.21
初回加算 (初回のみ)	300 単位	×10.21
委託連携加算 (委託した場合の初回のみ)	300 単位	×10.21
介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%	

*介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善 (賃金改善や資質の向上など) に取り組む事業所に対して適用される加算です。

5 事業所のサービスの方針等

当事業所は、利用者やその家族の相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境、利用者本人及びその家族の希望など、意向を把握したケアプランを作成し、サービス提供機関との連絡調整を行い、利用者本位の適切なサービス利用につなげていきます。

記録 (担当者会議の議事録を含む) の作成にあたり、業務の適正化及び効率化を目的として、情報通信技術 (自動生成 AI 等を含む) を利用することがあります。この場合においても、当該記録に含まれる契約者の個人情報については、法令及び本契約に定める守秘義務を遵守し、適切に管理します。

また、地域の保健、医療、福祉サービス機関や関係市町村との連携、協力関係を強

化し、利用者により良いサービスが提供できるよう取り組みます。

6 事業継続計画に関する事項

感染症の流行や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画「業務継続計画」を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を行います。

7 ハラスメントに関する事項

適切な事業の提供を確保する観点から、以下に掲げる措置を講じます。

- ① 職場などにおいて行われる性的な行為及び言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの「ハラスメント」により、職員の就業が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。
- ② ハラスメントは担当職員から利用者及び家族等に対する行為及び言動も該当します。
- ③ 利用者及び家族等からのハラスメントについても、担当職員の心身に害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある行為を行った場合、当該再発を防止する等、事業の契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、利用者及び家族に対しその契約の終了などを含め、事業所として必要な措置を行います。

8 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する法人内委員会に定期的に参加し、内容について職員に周知徹底します。
- ② 虐待の防止の為の指針を整備しています。
- ③ 職員に対し虐待の防止の為の研修を実施しています。
- ④ 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、当該事業所担当者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

9 身体拘束の適正化に関する事項

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。

10 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談窓口	電話番号	0776-97-8003
	fax 番号	0776-97-8067
	相談員（責任者）	小坂 佳代子
	対応時間	月～金 8：30～17：30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福井市地域包括ケア推進課	福井市大手3丁目10-1	20-5400
福井県国民健康保険団体連合会	福井市西開発4丁目201-1	57-1614